



令和4年4月27日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者である2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました

1. 指名停止業者及び措置の内容

①前川建設株式会社

期間:令和4年4月27日から令和4年5月26日まで(1ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

②株式会社西播建設

期間:令和4年4月27日から令和4年5月26日まで(1ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

【①及び②に関すること】大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課課長補佐 早川 健 (内線 2259)

【①に関すること】神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年4月27日

近畿地方整備局

前川建設株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所が前川建設株式会社と契約した「姫路バイパス苦編跨線橋北側下部その他工事」において、一次下請けである株式会社西播建設が重機の回送作業時にバックホウ(0.45m³)のブームがJR架空線(高さ制限4.5m)に接触し、列車を停止させる事故が発生した。

2. 指名停止措置理由

前川建設株式会社が安全管理措置の不適切により公衆に損害を与えたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)に該当するため。従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者: 前川建設株式会社

兵庫県加古川市野口町良野1506

代表取締役 前川 容洋

指名停止措置の範囲: 近畿地方整備局管内

指名停止期間: 令和4年4月27日から令和4年5月26日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。

令和4年4月27日

近畿地方整備局

株式会社西播建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所が前川建設株式会社と契約した「姫路バイパス苦編跨線橋北側下部その他工事」において、一次下請けである株式会社西播建設が重機の回送作業時にバックホウ(0.45m³)のブームをJR架空線(高さ制限4.5m)に接触させ、列車を停止させる事故を起こした。

2. 指名停止措置理由

株式会社西播建設が安全管理措置の不適切により公衆に損害を与えたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故))に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社西播建設

兵庫県たつの市龍野町大道246

代表取締役 田中 英樹

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年4月27日から令和4年5月26日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。